

制 度 名	児童手当負担金	主管課名	少子化対策課 企画・結婚支援G																							
		問合せ先	029-301-3261																							
目的・趣旨	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする																									
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 児童を養育している父母等に対して支給する児童手当等 ○2024年9月分まで 中学校修了まで（15歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している者（所得制限あり） ○2024年10月分から 高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している者（所得制限なし）</p> <p>[補助要件等] 児童手当法に定める都道府県の負担割合に基づき、市町村へ交付する。</p> <p>[対象経費]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">児童手当／2024年9月分まで</th> <th style="width:50%;">児童手当／2024年10月分以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 一律： 15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子： 10,000円 第3子以降： 15,000円 ・ 中学生 一律： 10,000円 ・ 所得制限以上 一律： 5,000円（特例給付） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 第1子、第2子： 15,000円 第3子以降： 30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子： 10,000円 第3子以降： 30,000円 </td> </tr> <tr> <td>※多子加算のカウント対象：高校生年代まで</td> <td>※多子加算のカウント対象： 22歳年度末まで（親等の経済的負担がある場合）</td> </tr> </tbody> </table> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区 分</th> <th style="width:12.5%;">国</th> <th style="width:12.5%;">県</th> <th style="width:12.5%;">市町村</th> <th style="width:12.5%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡充前（2024年9月分まで）</td> <td>2/3等</td> <td>1/6等</td> <td>1/6等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡充後（2024年10月分以降）</td> <td>4/9等</td> <td>1/9等</td> <td>1/9等</td> <td>1/3等</td> </tr> </tbody> </table> <p>[令和6年度当初予算額] 5,830,030千円</p> <p>[令和6年度補助対象団体] 水戸市外43市町村</p> <p>[備考]</p>						児童手当／2024年9月分まで	児童手当／2024年10月分以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 一律： 15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子： 10,000円 第3子以降： 15,000円 ・ 中学生 一律： 10,000円 ・ 所得制限以上 一律： 5,000円（特例給付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 第1子、第2子： 15,000円 第3子以降： 30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子： 10,000円 第3子以降： 30,000円 	※多子加算のカウント対象：高校生年代まで	※多子加算のカウント対象： 22歳年度末まで（親等の経済的負担がある場合）	区 分	国	県	市町村	その他	拡充前（2024年9月分まで）	2/3等	1/6等	1/6等		拡充後（2024年10月分以降）	4/9等	1/9等	1/9等	1/3等
児童手当／2024年9月分まで	児童手当／2024年10月分以降																									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 一律： 15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子： 10,000円 第3子以降： 15,000円 ・ 中学生 一律： 10,000円 ・ 所得制限以上 一律： 5,000円（特例給付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 第1子、第2子： 15,000円 第3子以降： 30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子： 10,000円 第3子以降： 30,000円 																									
※多子加算のカウント対象：高校生年代まで	※多子加算のカウント対象： 22歳年度末まで（親等の経済的負担がある場合）																									
区 分	国	県	市町村	その他																						
拡充前（2024年9月分まで）	2/3等	1/6等	1/6等																							
拡充後（2024年10月分以降）	4/9等	1/9等	1/9等	1/3等																						